

平成25年度 板倉町人事行政の運営等の状況の公表

第1 町長その他任命権者の報告事項

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の年齢層別職員数

H25/04/01現在

	町長	教委	農委	議会	計
18 ～ 20 歳	0	0	0	0	0
21 ～ 25 歳	13	3	0	0	16
26 ～ 30 歳	10	1	0	0	11
31 ～ 35 歳	12	2	0	0	14
36 ～ 40 歳	30	2	1	0	33
41 ～ 45 歳	22	2	1	1	26
46 ～ 50 歳	13	0	0	0	13
51 ～ 55 歳	11	3	1	0	15
56 ～ 60 歳	9	7	0	1	17
61 ～ 63 歳	0	0	0	0	0
合計	120	20	3	2	145

(2) 職員の任用状況

	町長	教委	農委	議会	計
課長昇任	3	0	0	0	3
課長補佐昇任	0	0	0	0	0
係長昇任	6	0	0	0	6
新規採用	5	1	0	0	6
合計	14	1	0	0	15

(3) 職員の退職状況

退職者	町長	教委	農委	議会	計
	8	0	0	1	9

※平成25年度中の退職者数

(4) 定員管理の状況

定員適正化計画（実施年度：平成17年度～平成21年度）

	町長	教委	農委	議会	特別会計等	農業共済	計
H25/04/01現在職員数	103	20	3	2	16	1	145
定員適正化計画職員数	113	26	3	2	15	1	160

※「特別会計等」は水道会計／介護保険会計／国民健康保健会計／下水道会計／後期高齢者医療広域連合派遣

※「農業共済」は館林邑楽農業共済事務組合

※「農業共済」、「後期高齢者医療広域連合」以外の派遣職員は町長部局に含む

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（単位：千円）

H25/04/01現在人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費比率(B/A)
15,701人	5,438,681	964,230	17.73%

(2) 給与費の状況（特別会計及び派遣職員の一部を除く）

■給与費の状況（単位：千円）

職員数 (A)	給与費					1人あたりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	手当計	計(B)	
128人	458,401	71,374	168,875	240,249	698,650	5,458

■部局別給与費の状況（単位：千円）

	町長	教委	農委	議会	計
給料	362,162	74,972	12,085	9,182	458,401
職員手当	58,763	8,879	1,768	1,965	71,375
期末勤勉手当	132,987	27,736	4,544	3,607	168,874
合計	553,912	111,587	18,397	14,754	698,650

（3）職員の平均給料月額、並びに平均年齢の状況（特別会計及び派遣職員の一部を除く）

区分	平均給料月額	平均年齢
板倉町	298,438円	41.5歳

（4）職員の初任給の状況

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
板倉町	172,200円	140,100円
国（一種）	172,200円	140,100円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間の状況

	町長	教委	農委	議会
始業・終業時刻	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15
休憩時間	12:00-13:00	12:00-13:00	12:00-13:00	12:00-13:00

（2）年次有給休暇

【制度の概要】

職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的に、年の途中で採用された職員を除き、暦年につき20日付与される。また、前年未消化の年次有給休暇は20日まで繰り越し可能のため、最大付与日数は40日。

	町長	教委	農委	議会
平均取得日数（平成25年）	6.80	6.90	11.2	15.10
消化率 %（平成25年）	17.5%	17.4%	27.9%	37.8%

※育児休業・休職中、派遣職員、新規採用につき繰り越しがない職員などは対象から除く。
特別会計職員は、町長部局に含める。

（3）特別休暇

■選挙権その他公民としての権利の行使

【制度の概要】

選挙権その他公民権の行使にあたり与えられる休暇で、期間はその都度任命権者が必要と認める期間

取得者数	町長	教委	農委	議会
	0	0	0	0

■証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方議会その他の官公署への出頭

【制度の概要】

証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方議会その他の官公署へ出頭するにあたり与えられる休暇で、期間はその都度任命権者が必要と認める期間

取得者数	町長	教委	農委	議会
	0	0	0	0

■ドナー休暇

【制度の概要】

骨髄移植のためドナーとして登録を申し出、又は骨髄液を提供するのに伴う、必要な検査、入院等を行うにあたり与えられる休暇で、期間はその都度任命権者が必要と認める期間

取得者数	町長	教委	農委	議会
	0	0	0	0

■ボランティア休暇

【制度の概要】

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当と認められるときに与えられる休暇で、期間は1の年において5日の範囲内

	町長	教委	農委	議会
取得者数	0	0	0	0

■職員の結婚

【制度の概要】

職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇で、期間は結婚の日の5日前から当該結婚日後1月を経過する日までの間における連続する5日以内

	町長	教委	農委	議会
取得者数	1	0	0	0
取得率(%)	100.0%	-	-	-

■職員の出産(産前休暇)

【制度の概要】

6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産予定の女子に与えられる休暇で、期間は産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)

	町長	教委	農委	議会
取得者数	2	0	0	0
取得率(%)	100.0%	-	-	-

■職員の出産(産後休暇)

【制度の概要】

出産した女子に与えられる休暇で、期間は出産の翌日から8週間

	町長	教委	農委	議会
取得者数	2	0	0	0
取得率(%)	100.0%	-	-	-

■育児時間

【制度の概要】

生後1年に達しない子を養育する職員が、授乳等を行う場合に与えられる休暇で、期間は子が1歳に達するまで1日2回それぞれ30分間

	町長	教委	農委	議会
取得者数	0	0	0	0
取得率(%)	-	-	-	-

■配偶者の出産休暇

【制度の概要】

妻の入院の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間に与えられる休暇で、期間は2日の範囲内

	町長	教委	農委	議会
取得者数	1	0	0	0
取得率(%)	50.0%	-	-	-

■男性の育児休暇

【制度の概要】

妻の産前6週、産後8週の期間における子の養育のために与えられる休暇で、期間は5日の範囲内

	町長	教委	農委	議会
取得者数	1	0	0	0

■生理休暇

【制度の概要】

生理に有害な職務に従事する女性職員及び生理日において勤務することが著しく困難な女性職員について、2日の範囲内でその都度任命権者が認める時間又は日数

	町長	教委	農委	議会
取得者数	0	0	0	0

■ 忌引

【制度の概要】

職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき与えられる休暇

	町長	教委	農委	議会
延べ取得者数	13	2	0	0
延べ取得日数	30.4	3.0	0.0	0.0

■ 父母の祭日

【制度の概要】

父母の死亡後15年以内に行われる追悼のための特別な行事を行うときに与えられる休暇で期間は1日の範囲内

取得者数	町長	教委	農委	議会
	0	0	0	0

■ 夏季休暇

【制度の概要】

7月から9月までの間における、週休日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間で与えられる休暇

	町長	教委	農委	議会
取得者数	104	19	3	2
平均取得日数	2.9	2.9	3.0	3.0

■ 子の看護のための休暇

【制度の概要】

職員が負傷又は病気の小学校就学の始期に達するまでの子の看護を行う場合で、その勤務しないことが相当と認められるとき与えられる休暇で、期間は1の年において5日の範囲内

	町長	教委	農委	議会
取得者数	2	0	0	0
合計取得日数	3.5	0	0	0

(4) 育児休業及び育児部分休業

■ 育児休業

【制度の概要】

職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として職務に従事しないことを可能とする制度

	町長	教委	農委	議会
取得者数	3	0	0	0
1年未満	2	0	0	0
1年以上 1年6月未満	1	0	0	0
1年6月以上 3年未満	0	0	0	0

■ 育児部分休業

【制度の概要】

職員が、その3歳に満たない子を養育するにあたり、公務の運営に支障のない範囲で、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを可能とする制度

取得者数	町長	教委	農委	議会
	5	0	0	0

(5) 介護休暇

(制度の概要)

職員が配偶者、父母、子及び配偶者の父母並びに同居している祖父母や兄弟姉妹等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に休暇の取得を可能とする制度で無給。

取得者数	町長	教委	農委	議会
	0	0	0	0

(6) 病気休暇

(制度の概要)

職員が、病気又は負傷の治療に専念するため、その心身の故障が治癒するまでの間、次の基準により勤務を免除する制度

○公務上の負傷又は疾病～医師の証明に基づき必要な期間

○結核性疾患～3年を超えない範囲において、医師の証明等に基づき任命権者が必要と認める期間

○結核性以外の私傷病～90日を超えない範囲において、医師の証明等に基づき任命権者が必要と認める期間

	町長	教委	農委	議会
取得者数	3	1	0	0
合計取得日数	65.0	50	0	0
取得日数／人	21.7	50.0	—	—

4 職員の分限及び懲戒処分状況

公務に対する町民の信頼に影響を及ぼすような非違行為が発生した場合には、そのような行為を行った職員に対し厳正に処分を行っています。

(1) 分限処分(平成25年度)

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、その種類として、「免職」「降任」「休職」「降給」があります。

	町長	教委	農委	議会
免職	0	0	0	0
降任	0	0	0	0
休職	0	0	0	0
降給	0	0	0	0
合計(人)	0	0	0	0

(2) 懲戒処分(平成25年度)

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分であり、その種類として、「免職」「停職」「減給」「戒告」があります。

	町長	教委	農委	議会
免職	0	0	0	0
停職	0	0	0	0
減給	0	0	0	0
戒告	0	0	0	0
合計(人)	0	0	0	0

5 職員の服務状況

(1) 地方公務員の服務規律について

【概要】

服務の根本基準は、「全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」というものである。

- 職員は、法令及び上司の命令に従う義務がある。
- 職員は、信用を失うような行為をしてはならない。
- 職員又は職員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 職員は原則として、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを、その職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
- 職員は、政治的行為の制限を受けるとともに、公職選挙法による政治的活動も禁止されている。
- 職員は、争議行為等をしてはならない。
- 職員は、原則として、営利企業等への従事が禁止されている。

(2) 営利企業等の従事状況(人)

	町長	教委	農委	議会
承認件数	8	4	0	0
農業	6	4	0	0
不動産	2	0	0	0

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況(人)

	町長	教委	農委	議会
延べ免除件数	120	19	3	2
定期健康診断	30	5	0	0
人間ドック検査受診及び検査結果説明	90	14	3	2
研修	0	0	0	0

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

研修名	実施年度	修了者数	備考	
職員研修所 研修	新規採用 職員研修	S47~	6	
	一般 職員研修	H17~	0	
	係長研修	H17~	5	
	課長研修	H6~	3	
	その他	H6~	23	群馬県自治研修センター研修 など
	県実務研修	H5~	0	
海外研修	H5~	0		
職場研修	年1回程度	277	人事評価制度研修、行政対象暴力研修	
地域課題合同研修	H15~	4	1市5町による合同研修	
合計		318		

※研修の実施状況については、平成25年度中に職員が参加した研修の累計

(2) 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条第1項の規定に基づき規程を定め、職員個々の勤務成績の評定を平成15年度から実施している。また、一部の職員について、平成25年度から人事評価制度による評価を実施している

7 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

■定期健康診断

受診者数	町長	教委	農委	議会
	30	5	0	0

■人間ドック

受診者数	町長	教委	農委	議会
	90	14	3	2

■職場における喫煙対策

喫煙対策	町長	教委	農委	議会
	分煙対策の実施	分煙対策の実施	分煙対策の実施	分煙対策の実施

(2) 公務災害補償の実施状況

【制度の概要】

職員が、公務中に負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ、「地方公務員災害補償法」が適用される。

認定件数	町長	教委	農委	議会
	1	0	0	0

(3) 職員会に対する助成等の状況

【助成の目的】

職員の福利厚生に資するため

■助成金（助成金額合計 725,000円）

（単位：円）

助成金 / 人	町長	教委	農委	議会
	5,000	5,000	5,000	5,000
使途	慶弔祝金等	慶弔祝金等	慶弔祝金等	慶弔祝金等

■職員会における個人給付事業及び給付単価（最高額）

（単位：円）

給付事業名	給付単価				
	町長	教委	農委	議会	
各種祝金	結婚祝金	20,000	20,000	20,000	20,000
	出産祝金	5,000	5,000	5,000	5,000
	その他祝金	5,000	5,000	5,000	5,000
慶弔金	職員（会員）本人慶弔金	30,000	30,000	30,000	30,000
	家族（配偶者）慶弔金	20,000	20,000	20,000	20,000
退会給付	退会給付金 ※金券含む （在職30年以上の場合）	70,000	70,000	70,000	70,000
災害	災害見舞金	20,000	20,000	20,000	20,000
医療	入院・傷病見舞金	5,000	5,000	5,000	5,000
永年勤続（表彰）給付	勤続20年	30,000	30,000	30,000	30,000

(4) 共済制度

【制度の目的】

相互救済により組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与し、公務の能率的運営に資することを目的としている。

【事業、財源及び負担割合】

短期給付、長期給付及び福祉事業を行っており、これらを行うのに必要な費用は、「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われている。その負担割合は、短期給付、長期給付及び福祉事業において50%ずつである。また、短期給付及び長期給付を実施するために必要な事務費は、地方公共団体が負担している。

第2 公平委員会の報告事項

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況 《 0件 》

2 不利益処分に関する措置の要求の状況

不利益処分に関する措置の要求の状況 《 0件 》

3 職員からの苦情相談の状況

職員からの苦情相談の状況 《 0件 》